

新居浜市へ転入された方へ（チェックシート）

新居浜市民になられましたことを心から歓迎申し上げます。

転入された方の主な手続きには次のようなものがありますので、該当するものがありましたら、関係課所での手続きをお願いします。印鑑は浸透式印不可です。

令和8年4月現在

チェック	項目	対象者	手続きの内容	必要なもの(チェックしてください。)	受付窓口
□	印鑑登録	希望される方	<p>本人が手続きをする場合</p> <p>代理人が手続きをする場合</p>	<p><input type="checkbox"/> 登録する印鑑(手彫り)</p> <p><input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身障者手帳等)</p> <p>登録にかかる日数は、3～5日程度です。</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人選任届(市民課⑤番窓口、支所においてあります。市民課HPからもダウンロードできます。)</p> <p><input type="checkbox"/> 登録する印鑑(手彫り)</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険資格確認証等)</p> <p>詳細は、市民課⑤番窓口にお問合せください。</p>	<p>市民課⑤番窓口 (市役所1階) 0897-65-1232 または 別子山支所 0897-64-2011</p>
□	マイナンバーカード	お持ちの方	<p>マイナンバーカードの継続手続きが必要です。</p> <p>転入届の際にマイナンバーカードをお持ちでなかった場合、転入届をした日から90日経過しますとカードが失効しますので、それまでにカードを持参し、券面記載事項変更届・継続利用手続きを行ってください。</p>	<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>※ 本人・世帯員以外の方が手続きをされる場合は、事前に市民課⑦番窓口にお問合せください。</p> <p>※ 暗証番号の入力が必要です。</p> <p>※ 暗証番号を忘れてしまった場合は、暗証番号の初期化を行った後、継続利用手続きを行います。原則、マイナンバーカード保有者本人でないとできません。</p>	<p>市民課⑦番窓口 (市役所1階) 0897-65-1232</p>
□	電子証明書		<p>(署名用電子証明書)</p> <p>異動により自動的に失効します。新たに申請が必要です。(利用者証明用電子証明書)</p> <p>券面変更完了後、引き続き利用可能です。</p>		
□	国民年金	第1号被保険者へ切替が必要な方	<p>加入の届出をしてください。</p> <p>※ すでに第1号被保険者の方は住所変更の手続きは必要ありません。</p>	<p><input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認)</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの、または年金手帳など基礎年金番号がわかるもの</p> <p>※ 加入届に退職日のわかる書類の添付が必要な場合があります。</p>	<p>市民課⑥番窓口 (市役所1階) 0897-65-1232</p>
□	公的年金	受給されている方	<p>住所変更届を各支払者に提出してください。</p> <p>※ すでにマイナンバーが日本年金機構にて収録済みの方は原則住所変更届は不要です。</p> <p>住所変更届の提出が必要かどうかは転入手続き時にお伝えします。</p>		<p>国民・厚生・船員年金は、市民課⑥番窓口又は年金事務所 0897-35-1300 (共済年金は各共済組合)</p>
□	国民健康保険	加入される方 (勤務先等の健康保険に加入されていない方)	<p>資格取得届出をしてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯主及び加入される方のマイナンバーがわかるもの</p> <p>※ 同一世帯以外の方が手続きをされる場合は、世帯主からの委任状(国保課⑧番窓口にあります。)が必要です。</p>	<p>国保課⑧番窓口 (市役所1階) 0897-65-1230</p>
□	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療被保険者	<p>資格取得(変更)届出をしてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p> <p><input type="checkbox"/> 負担区分等証明書(県外から転入の場合)</p> <p>※ 代理人申請の場合、委任状(国保課⑩番窓口にあります。)が必要です。</p>	<p>国保課⑩番窓口 (市役所1階) 0897-65-1170</p>
□	介護保険	要介護認定を受けている方	<p>認定引継ぎ手続きをしてください。転入後14日を過ぎると介護認定の引継ぎができませんので、ご注意ください。</p> <p>(転入者には後日、介護保険被保険者証を郵送いたします。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 転入前の市町村で交付を受けた介護保険受給資格証明書(交付のない市町村もあります。)</p> <p><input type="checkbox"/> 本人の健康保険証</p> <p>※ 代理人申請の場合、委任状(介護福祉課にあります。介護福祉課HPからもダウンロードできます。)が必要です。</p>	<p>介護福祉課⑬ (市役所1階南側) 0897-65-1241</p>
□	障害者手帳	障害者手帳をお持ちの方	<p>転入の手続きをしてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> (療育・精神のみ)写真(たて4cm×よこ3cm)</p> <p><input type="checkbox"/> 手帳をお持ちの方のマイナンバーがわかるもの</p> <p>※ 手帳をお持ちの方以外の方が手続きされる場合は、委任状(地域福祉課にあります。)が必要な場合があります。</p>	<p>地域福祉課⑭ (市役所1階) 0897-65-1237</p>
□	障害福祉サービス等	障害福祉サービスをご利用の方	<p>重度心身障がい者医療、自立支援医療、障害福祉サービス、特別障害者手当、障害児福祉手当等につきまして、転入の手続きをしてください。</p> <p>マイナンバーや医療保険の資格情報がわかるものが必要な手続きもありますので、詳細は地域福祉課にお問合せください。</p>		
□	ごみ収集カレンダー	希望される方	<p>転入地域のごみ収集カレンダーをお受取りください(市民課でも配布しています。)</p>		<p>廃棄物対策課 (市役所2階) 0897-65-1252</p>
□	小中学校転入学通知書	小・中学生の保護者の方	<p>転入学予定の学校で、手続きを行ってください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科用図書給与証明書 <input type="checkbox"/> 転入学通知書</p>	<p>学校教育課 (市役所5階) 0897-65-1301</p>

チェック	項目	対象者	手続きの内容	必要なもの(チェックしてください。)	受付窓口
<input type="checkbox"/>	児童手当	18歳年度末までの 子どもの保護者の方(※)	転入前の市町村での支給は、転出(予定)日の月分まで終了します。継続して受給するためには、転出(予定)日の翌日から15日以内の手続きが必要です。	子ども未来課にお問合せください。 ※高校卒業後22歳年度末までの方で、多子加算のカウント対象となっている方は手続きが必要な場合があります。 <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 ※ マイナンバーの確認が必要です。	子ども未来課 ⑩ (市役所1階) 0897-65-1242
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	ひとり親家庭の方	転入の手続きをしてください。 認定請求をしてください。	子ども未来課にお問合せください。 <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 ※ マイナンバーの確認が必要です。	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	受給されている方	転入の手続きをしてください。	子ども未来課にお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 受給者(生計主)の預金通帳(キャッシュカード不可) ※県外からの転入の場合のみ <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類 ※ マイナンバーの確認が必要です。	
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成 受給資格証	18歳年度末までの 子どもの保護者の方	受給資格の認定申請をしてください。	子ども未来課にお問合せください。 <input type="checkbox"/> 子どもの保険情報がわかるもの	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費 受給者証	ひとり親家庭の方	受給資格の認定申請をしてください。	子ども未来課にお問合せください。 <input type="checkbox"/> 親子全員の保険情報がわかるもの ※ マイナンバーの確認と本人確認が必要です。	
<input type="checkbox"/>	愛顔 ^{あがら} っ子応援券 (おむつ券)	満1歳に満たない第2子 以降の乳児の保護者の方	交付申請をしてください。 ※県内市町(四国中央市除く)からの転入で、前市町で交付済の方は、残券数と引換となります。	子ども未来課にお問合せください。 <input type="checkbox"/> 対象乳児の母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類	
<input type="checkbox"/>	出産世帯応援給付金	令和7年4月1日以降に出生 し満1歳に満たない乳児の保護者の方	交付申請をしてください。 ※転入前住所地で同様の給付金を受給済の場合は対象外となります。	子ども未来課にお問合せください。 <input type="checkbox"/> 対象乳児の母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類・申請者の預金通帳またはキャッシュカード	
<input type="checkbox"/>	妊婦一般健康診査受診票	妊婦の方	受診票や予防接種手帳等の交換手続きが必要です。市役所1階子ども未来課又は保健センターまでお越しください。 ★子ども未来課において担当者が不在の場合は、保健センターをご利用いただくことがあります。ご了承ください。 (詳細は、市民課でお渡しする転入者用パンフレットに同封している『ようこそ新居浜市へ』をご参照いただくか、子ども未来課または保健センターまでお問合せください。)	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 転入前の市区町村で配布された健康診査受診票(妊婦、産婦または乳児)	子ども未来課 ⑩ 0897-65-1242 保健センター 【庄内町4-7-17】 (新居浜駅より北西約500m) 0897-35-1070
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症 定期予防接種予診票				
<input type="checkbox"/>	産婦健康診査受診票	産後1か月くらいの方			
<input type="checkbox"/>	乳児一般健康診査 受診票	乳児(1歳未満)の保護者の方			
<input type="checkbox"/>	予防接種手帳 (乳幼児学童)	定期予防接種の対象者 または保護者			
<input type="checkbox"/>	高齢者の 定期予防接種	肺炎球菌感染症:65歳の方 帯状疱疹:65、70、75、80、 85、90、95、100歳の方(年度 末年齢)	転入前の市区町村で実施されていない方で接種をご希望の方は、保健センターでの手続きが必要です。保健センターまでお越しください。	<input type="checkbox"/> 転入前の市区町村で発行された予防接種券	保健センター 0897-35-1070
<input type="checkbox"/>	市営墓地	使用許可を受けている方 (名義人)	住所変更の手続きをしてください。		環境政策課 (市役所2階) 0897-65-1512
<input type="checkbox"/>	飼い犬の登録	犬を飼っている方	住所変更の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 犬の鑑札	
<input type="checkbox"/>	原付バイク等の登録	125cc以下の バイク等をお持ちの方	標識交付手続きをしてください。	<input type="checkbox"/> 他市町村のナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 廃車申告受付書 ※ 転入前の市町村にて廃車届出済の場合	課税課 軽自動車税受付 (市役所2階) 0897-65-1224
<input type="checkbox"/>	上下水道使用届	上下水道を使用される方	使用開始の届出をしてください。電話でも受付ができます。 事前に届出がない水道については、元栓が封印されているので使用できません。 3階建て以上のアパート、マンションの場合は、建物管理者より水道料金などの請求がある場合があります。 下水道使用料を使用人数に応じて負担いただいている世帯に転入された場合は、使用人数の変更手続きをしてください。		上下水道局お客様 センター(市役所別館) 0897-65-1331
<input type="checkbox"/>	別子山簡易水道使用届	別子山簡易水道を 使用される方	別子山簡易水道の使用開始の届出をしてください。 電話でも受付ができます。		別子山支所 0897-64-2011
<input type="checkbox"/>	市営住宅	入居される方(契約者)	事前に入居手続きを行ってください。	必要書類をお渡します。新居浜市営住宅管理グループへお越しください。 ※ 既に許可を受けている方は手続きは不要ですので、市民課で住所変更手続きを行ってください。	新居浜市営住宅管理グループ (新居浜市一宮町一丁目6番37号 横山ビル1階) 0897-47-5218
		同居される方(同居者)	事前同居承認手続きを行ってください。		

※ 新年度には内容が変更することがありますので、手続きの途中で年度替わりになる場合は、事前にお問合せされることをお勧めします。

新居浜市市民環境部市民課 〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

電話(直通) 0897-65-1232 FAX 0897-65-1235

(受付時間) 8:30~17:15 市民課のみ木曜日に窓口を18:15まで延長しています(取扱事務は、印鑑登録、住所異動、印鑑証明・住民票・戸籍等諸証明の交付、パスポート交付、マイナンバー手続きのみ)。